土木部指定管理候補者選考委員会採点集計表

施設名：熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園

審査基準		審査項目	配　点	ＳＦＴ共同企業体
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。		・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・ 住民の平等な施設利用の確保	適・否	
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	１７５点 （35点×5名）	
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	・ 施設の管理運営に係る経費の内容 ・ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	１２５点 （25点×5名）	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。	・ 安定的な運営が可能となる人的能力 ・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・ 類似施設の運営実績	１５０点 （30点×5名）	
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	・ 災害、事故、防疫等発生時における体制及び対応に関する取組み ・ 地域と協調した施設の管理運営に関する取組み	５０点 （10点×5名）	
合　計　点			５００点 （100点×5名）	